

スポーツ功労賞 詳細基準

○ スポーツ功労賞

スポーツの振興に貢献し、その功労著しくスポーツ功労賞に値すると認められる個人又は団体に対して授与する。

- ① 特別功労部門 競技団体の運営、発展に尽力したもの
- ② 優秀指導者部門 選手育成や県の競技力向上に尽力したもの
- ③ サポート部門 スポーツを支える活動に尽力したもの

① 特別功労部門

本県におけるスポーツの普及事業、ジュニア育成事業、競技団体の発展や国際大会(全国大会)誘致等、スポーツの振興に貢献したもの。また、長年にわたり県競技団体の副理事長以上の役職に就き、団体の運営・発展に尽力したもの。ただし、功績が秀でている個人又は団体についてはその限りではない。

② 優秀指導者部門

本県におけるスポーツの普及事業、ジュニア育成事業、競技団体の発展や国際大会(全国大会)誘致等、スポーツの振興に貢献したもの。及び以下に示すいずれかを満たすこと

- ・指導者として、長年にわたり主体的に選手育成に尽力し、県の競技力向上に貢献。
- ・指導者として、著しい成績を収め（同年度に国スポ、インターハイ、全国選抜大会での複数の上位入賞、競技で県として初の入賞など）県の競技力向上に貢献。
- ・中学校・高等学校指導者として長きに渡り主体的に選手育成に尽力し、常に県代表選手を輩出し、県の競技力向上に貢献。
- ・指導者として、日本代表コーチになるなど、国の競技力向上に貢献。

③ サポート部門

本県におけるスポーツの普及事業、ジュニア育成事業、競技団体の発展や国際大会(全国大会)誘致等、スポーツの振興に貢献したもの。また、長年にわたりスポーツを支える活動（医・科学サポート事業、選手の活動の継続的な支援、選手を取り巻くさまざまな環境の整備等、）に尽力し、県の競技力向上に貢献したもの。（トレーナー、ドクター等のサポートスタッフ、アスレティックトレーナー、トレーナー派遣を行う病院、企業、団体等）

※過去にスポーツ功労賞を受賞したものに、スポーツ功労賞特別功労部門は授与しないものとする。

※過去にスポーツ優秀指導者賞を受賞したものに、スポーツ功労賞優秀指導者部門は授与しないものとする。